

企画セッション | 委員会セッション：倫理委員会

📅 2020年9月18日(金) 13:00 ~ 14:30 | 📍 D会場 Zoomルーム4

[3D_PL] 倫理規程と倫理的行動について再考する 金品授受問題、品質不正問題等を踏まえた倫理規程改定案

座長:大場 恭子(JAEA)

[3D_PL01] 金品授受問題を踏まえた倫理委員会の見解

*菅原 慎悦¹ (1. 関西大)

[3D_PL02] 倫理規程改定案について

*神谷 昌伸¹ (1. 日本原電)

倫理規程と倫理的行動について再考する

—金品授受問題、品質不正問題等を踏まえた倫理規程改定案—

Rethinking Code of Ethics and Ethical Behavior

-Draft revision of code of ethics

based on incident of receipt of cash-and-gifts and quality assurance issues e.t.c.

*神谷 昌伸¹, *菅原 慎悦²

¹日本原電, ²関西大学

1. はじめに

1-1. 倫理規程, 倫理委員会について

日本原子力学会が技術者倫理への取組みをはじめた最大のきっかけは、1998 年の使用済燃料輸送容器データ改ざん問題である。この問題が明らかになった後、約 1 年の準備期間を経て、日本原子力学会倫理規定制定委員会（以下「制定委員会」。当時は「倫理規定」と呼称していた）が活動を開始した。第 1 回の会合直前に開かれた準備会が開催されたのは JCO 臨界事故当日であった。

制定委員会の約2年の活動成果に基づき、2001年に学会員の心構えと言行の規範である「日本原子力学会倫理規程（以下「倫理規程」）」が制定された。

制定後、日本原子力学会は、制定委員会の精神を継承する組織として、常設委員会としての倫理委員会を設置し、第1回倫理委員会を2001年12月に開催した。

1-2. 倫理委員会の任務と委員の責務

倫理委員会の任務は、(1)本会の制定した倫理規程（前文、憲章、行動の手引）の改定案の作成等、倫理規程に関する事項、(2)倫理問題の事例集や教材の発行、(3)研究会等の実施、(4)原子力関連の倫理に関連する事項の現状調査、(5)倫理問題に関する意見の表明、(6)その他必要な事項、の 6 点が定められている（倫理委員会規程第 2 条）。

また、倫理委員会発足時から承継している委員の責務として、(1)倫理規程制定の基本精神に基づき、規範は時代とともに変化するものであることを忘れず、常に社会環境の変化も考慮した規程を維持するとともに、その遵守状況を見守っていくこと、(2)会員が、原子力界はもとより、昨今の技術と社会との狭間において生じている事柄を、常に自らの問題として捉えられること、(3)会員が、原子力に携わる者、あるいは技術者として、誇りと高い倫理感を持つ必要性を強く認識すること、(4)自己の確立に向け、会員一人ひとりの倫理的判断力と行動力を高めるためのサポートをすること、の 4 点を掲げている（倫理委員会運営細則第 3 条）。

これら任務と責務を踏まえ、倫理規程の改定、倫理規程の浸透等のための研究会の開催、学会年会・大会における企画セッション、事例集の発行等に継続的に取り組んできている。近年の委員会の主な活動は、学会誌アトモスにとりまとめている^[1,2]。

1-3. 倫理規程改定の取組み

2001年の倫理規程制定後、これまでに7回の改定が行われた（表1）。

2011 年の改定検討中に福島第一原子力発電所事故（以下「1F 事故」）が起き、事故に関わる倫理的な問題、あるいは会員や倫理委員会の活動に何が不足していたのか、また反省や教訓をどのように倫理規程に反映させるのかといった議論を重ね、2014 年の改定を行った。この改定では、米国 PE 協会（National Society of Professional Engineers）の基本綱領を参考にして整理し直すとともに、事故の反省や学びの重要性をどのよう

* Masanobu Kamiya¹ and * Shin-etsu Sugawara²

¹ JAPC, ² Kansai Univ.

表 1 日本原子力学会倫理規程制定・改定の経緯

年	原子力学会倫理委員会の活動	社会に大きな影響を与えた原子力事故等
1995		旧動燃：もんじゅ 2 次系 Na 漏洩事故、ビデオ隠し
1997		旧動燃：アスファルト固化処理施設火災爆発事故
1998		旧原電工事：使用済燃料輸送容器データ改ざん
1999		BNFL：MOX 燃料製造データ改ざん
	倫理規定制定委員会第 1 回会合	JCO 臨界事故
2001	倫理規程制定，倫理委員会発足	
2002	・ 倫理規程改定 2003 年（1 回目） 2005 年（2 回目） 2007 年（3 回目） 2009 年（4 回目） ・ 倫理委員長もしくは倫理委員会による意見表明ほか	東電：自主点検記録改ざん等
2004		関電：美浜発電所 3 号機 2 次系配管破断事故
2007		北陸電：志賀原子力発電所制御棒引き抜け事故発覚
		東電：中越沖地震による柏崎刈羽原子力発電所の被災
2009		
2011		東電：福島第一原子力発電所事故
2014	倫理規程改定（5 回目）	
2016	倫理規程改定（6 回目）	
2018	倫理規程改定（7 回目）	

に織り込むのか，加えて，倫理規程をより実効性のあるものにするための視点として，(1)学会組織への会員の所属意識，(2)個人と所属組織の係わり合い，(3)倫理観を実務に実装する（行動する）重要性，(4)安全文化との係わり合い，(5)〇〇をしてはいけないではなく，ポジティブな倫理の提示，の 5 点も重視した。

2016 年の改定を経て，現行の倫理規程は 2018 年 1 月に改定したもので，1 F 事故後の原子力を取り巻く状況を踏まえて，会員のモチベーション維持や社会と会員のよりよい関係構築を重視し，“ポジティブな倫理”を更に進めるために一人ひとりが組織の各階層でリーダーシップを発揮することを行動の手引きに追加した。また，倫理規程と自らの行動を比べ，考えていただくことが重要であることから，文章を読み易くすることに留意した。

2. 品質不正問題を踏まえた議論

現行の倫理規程の検討を倫理委員会ではほぼ終えていた 2017 年の秋以降，自動車メーカーによる不適切な完成検査や素材メーカーによる品質データ不正問題等が次々と発覚した。これらの問題における倫理的な考察を行い，後述する次の倫理規程改定において汲み取るべき点について議論を進めた。

本件については，2019 年春の年会の倫理委員会セッションで討論を行った^[3]。

3. 金品授受問題を踏まえた倫理委員会の「見解」

3-1. 「見解」取りまとめに向けた経緯

2019 年 9 月には，関西電力株式会社の役職員らが，同社高浜発電所の立地する福井県高浜町の元助役から多額の金品を受領していたことが明らかとなった。すでに，同社の社内調査委員会報告書（2019 年 9 月 11 日）や第三者委員会調査報告書（2020 年 3 月 14 日）をはじめ，本件に係る詳細な事実関係や背景は，おおよそ明らかにされつつある。これらの内容を踏まえつつ，倫理委員会としても，本件について倫理の観点から検討することが必要との認識に基づき，倫理規程の内容に照らして議論を行っている。具体的には，誠実性・正直性（憲章 4），行動原理（憲章 1），組織文化の醸成（憲章 7）の 3 点に着目して検討を行ってきた。

本件の背景には，関係者個人の性格や地域特有の事情が深く影響を及ぼしたとの見方もできる一方，組織のコントロールが完全には及ばない外部からの制約が原因となって組織内部での非倫理的な行動を誘発するという問題の構造には，他の多くの事例とも共通する点がある。また，組織内で問題が認識されていたにもかかわらず抜本的な対処がなされなかったことや，問題発覚後の情報開示を含む対応の不適切さについては，

原子力分野において従来も繰り返し指摘されてきた問題だと言わざるをえない。

加えて、1F事故後に行われてきた多くの改革は、事業者による「自律」を中核に据えた原子力安全を志向しているものと解される。しかし、本件のように、調達管理における事業者の「自律」が適切に機能していないと思われる事例が積み重ねられれば、事故後の原子力安全のあり方全般に対する信頼や期待をも大きく毀損しかねない。

倫理委員会としては、上記のような観点から議論を積み上げつつ、委員会としての「見解」を作成中である（2020年7月末現在）。倫理委員会では、これまでも倫理の観点から重要と考えられる問題について独自に議論を行い、意見表明を行ってきた¹⁴⁾。現在、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い対面での委員会を開催できないという制約の下、メールおよびオンライン会議での議論には多くの時間を要しているが、「見解」をとりまとめの上、倫理委員会 HP（<http://www.aesj.or.jp/ethics/>）等で公表することとしている。

3-2. 倫理規程改定に向けた示唆

本件をめぐる倫理委員会の議論では、倫理規程の意義や委員会自身の役割とは何かといった、原子力学会における倫理の根幹にかかわる点にも議論が及んだ。

たとえば、本件が原子力安全に技術的・直接的な影響を及ぼさないとの認識から、原子力の科学・技術の学術的側面に焦点を当てる学会での議論には馴染まないのではないか、という意見があった一方で、本件が炉心損傷頻度等に直接効いてくることはなくとも、自律的なマネジメントを阻害している点は見逃げない、とする見方もあった。さらに、既に第三者委員会等が詳細に調査を行っているところ、法的権限を何ら持たない倫理委員会が新たな事実や問題の深層を解明することは困難であり、とすれば倫理委員会が「見解」を発出する意味はどこにあるのか、といった議論も為された。

また前節に述べたように、本件の背景には原子力分野でこれまで繰り返し観察され批判されてきた問題との共通性がうかがえるが、それらは従来の倫理規程においても深く認識され、憲章や行動の手引に理念的また具体的な言葉で盛り込まれてきたものである。倫理規程を美しい言葉で掲げるのみならず、それが会員個人の行動や組織運営の内面に織り込まれ、また具体的な場面で倫理的な営みとして実現されてこそ、学会としての倫理に存在意義が見出せよう。然るに、同様の問題が幾度も発生してしまうことは、倫理規程の理解や浸透に向けた倫理委員会の活動に不足があるのでは、との自省の声もあった。倫理委員会運営細則では、倫理規程の「遵守状況を見守っていくこと」を委員会の役割として掲げているが、この「見守る」の意味や具体的な行動については、従来も委員会内部で議論になってきた点である。現段階では、一学会の委員会として「遵守状況を見守る」以上のことはできないし、またその範を超えるべきでもないと考えるが、会員個々の所属組織とは別の、緩やかで自発的な共同体としての学会が掲げる倫理規程ないし倫理委員会の役割について、この改定を機に改めて議論したい。

このほか、問題が起きてから倫理的な批判を行うのみならず、葛藤状況に置かれた個人や組織の倫理的な思考や行動を促せるように倫理規程を位置付けていけないだろうか、との意見もあった。序章に述べたように、1F事故以降、倫理委員会は倫理のポジティブな側面にも重きを置いてきたし、これは倫理をめぐる学問的な動向とも軌を一にする。問題を起こした組織のみならず、ひろく原子力の事業や研究に携わる個人や組織の倫理的行動につながるよう、学会の倫理規程ならびに倫理委員会としての役割を引き続き考えていきたい。

なお、本件「見解」の取りまとめの過程では、この他にも数多くの論点が出され、委員会内部でも認識の収斂に至っていない点も少なくない。そのため本節に示した論点や主張は、あくまで本稿著者らの認識を通して委員会での議論を捉えたものであることをお断りしておく。

4. 倫理規程改定案について

4-1. 改定検討の状況

2で述べた品質不正問題の議論を経て、次の倫理規程改定に向けた検討を、2019年4月から本格的に開始した。重要な論点として3で述べた金品授受問題も加えて、会員への浸透し易さに留意しながら検討を進めている。2019年7月時点の検討状況を表2に示す。

表2 倫理規程改定に係る主な検討状況※1

検討箇所※2	論点	議論のポイント
前文	適正化	1F事故がもたらしている負の影響をより強く意識し続けることができる文言を追加する必要があるのではないか。倫理に関して、組織としての原子力学会自身の使命を陽に謳う必要があるのではないか。
1-3 リーダーシップの発揮	金品授受問題 品質不正問題	「組織の運営に責任を有する会員」は特に本倫理規程を踏まえたリーダーシップの発揮の重要性を謳う必要はないか。
1-4 技術者の行動による信頼	金品授受問題	技術者あるいは組織の行動が、社会からの信頼に繋がることをあらためて強調する必要があるのではないか。
2-3 核セキュリティ確保への注意	分かり易さ	注意すべき点をより具体的に書きこむ必要はないか。
2-4 地球環境の保全と調和	適正化	持続可能な社会構築への貢献の観点から文言を追加する必要はないか。
3-3 自らの判断に基づく行動	金品授受問題 品質不正問題	「情報」に加えて、「状況」や「環境」の意味合いがより明確に含まれるようにすべきではないか。「専門能力」に加えて、「経験」も重要なので追記した方がよいのではないか。社会に説明できない行動に対する注意を明示すべきではないか。
5 専門性原則	適正化	行動の手引も含めて、原子力に関わる「専門職」としての誇りの維持や、社会への情報発信を通じた地位向上の重要性も謳っておく必要があるのではないか。
4-1 誠実な行動	金品授受問題 品質不正問題	公正な業務の遂行を疑われるような行動へ対処するための文言を追加してはどうか。「雇用者」「依頼者」という相手方は、「顧客」「ステークホルダー」などより近親性のある表現も加える必要はないか。
4-2 契約に関する注意	金品授受問題	不当な利益のおそれのある業務について陽に明示しておく必要はないか。
4-6 社会からの付託	適正化	「技術者」だけでなく、「研究者」も含まれることを明示する必要はないか。
4-8 隠蔽の戒めと非公開情報の取り扱い	品質不正問題	「改ざんの戒め」についても明示する必要があるのではないか。
6-1 学術的な取り組みの必要性	分かり易さ	有能性原則を具体化した表現を盛り込むべきではないか。「隙間ができないように」との表現は、「分野横断的な取り組み」の重要性を謳うなどの分かり易い表現にした方がよいのではないか。
7-1 組織の中の個人のとるべき行動の基本原則	金品授受問題 品質不正問題	「組織の運営に責任を有する会員」は特に率先して行動することの重要性を謳う必要があるのではないか。
7-5 労働環境等の確保	品質不正問題	安全や品質確保のための設備投資や人員配置の重要性を明示する必要はないか。

※1：第117回倫理委員会（2019年7月9日）時点

※2：番号は、現行倫理規程の「憲章」「行動の手引」の該当箇所を表す。（http://www.aesj.or.jp/ethics/02_02_02/）

4-2. 今後の進め方

原子力学会 2019 年秋の大会倫理委員会セッションにおいては検討中の改定案を提示し、総合討論を行う。総合討論でのご意見等も踏まえて検討を進め、2020 年内には倫理委員会としての改定案の成案をとりまとめ、その後にパブコメの実施（2 ヶ月間）、パブコメでいただいたご意見の検討を行い、最終案をとりまとめ学会理事会に上申していく。

参考文献

- [1] 倫理委員会，災害に備えるために必要となる原子力関係者の倫理 その 1 倫理規程制定・改定の歴史と 2018 年改定のポイント，日本原子力学会誌，Vol.61，No.6，2019.
- [2] 倫理委員会，災害に備えるために必要となる原子力関係者の倫理 その 2 原子力安全のための組織文化と倫理，日本原子力学会誌，Vol.61，No.7，2019.
- [3] 神谷昌伸，最近の品質不正問題に関わる考察と倫理～原子力学会倫理規程次回改定に向けた論点など～，日本原子力学会 2019 年春の年会 3M_PL01，2019.
- [4] 倫理委員会，意見表明一覧．http://www.aesj.or.jp/ethics/03_03_051/

倫理規程と倫理的行動について再考する

—金品授受問題、品質不正問題等を踏まえた倫理規程改定案—

Rethinking Code of Ethics and Ethical Behavior

-Draft revision of code of ethics

based on incident of receipt of cash-and-gifts and quality assurance issues e.t.c.

*神谷 昌伸¹, *菅原 慎悦²

¹日本原電, ²関西大学

1. はじめに

1-1. 倫理規程, 倫理委員会について

日本原子力学会が技術者倫理への取組みをはじめた最大のきっかけは、1998 年の使用済燃料輸送容器データ改ざん問題である。この問題が明らかになった後、約 1 年の準備期間を経て、日本原子力学会倫理規定制定委員会（以下「制定委員会」。当時は「倫理規定」と呼称していた）が活動を開始した。第 1 回の会合直前に開かれた準備会が開催されたのは JCO 臨界事故当日であった。

制定委員会の約2年の活動成果に基づき、2001年に学会員の心構えと言行の規範である「日本原子力学会倫理規程（以下「倫理規程」）」が制定された。

制定後、日本原子力学会は、制定委員会の精神を継承する組織として、常設委員会としての倫理委員会を設置し、第1回倫理委員会を2001年12月に開催した。

1-2. 倫理委員会の任務と委員の責務

倫理委員会の任務は、(1)本会の制定した倫理規程（前文、憲章、行動の手引）の改定案の作成等、倫理規程に関する事項、(2)倫理問題の事例集や教材の発行、(3)研究会等の実施、(4)原子力関連の倫理に関連する事項の現状調査、(5)倫理問題に関する意見の表明、(6)その他必要な事項、の 6 点が定められている（倫理委員会規程第 2 条）。

また、倫理委員会発足時から承継している委員の責務として、(1)倫理規程制定の基本精神に基づき、規範は時代とともに変化するものであることを忘れず、常に社会環境の変化も考慮した規程を維持するとともに、その遵守状況を見守っていくこと、(2)会員が、原子力界はもとより、昨今の技術と社会との狭間において生じている事柄を、常に自らの問題として捉えられること、(3)会員が、原子力に携わる者、あるいは技術者として、誇りと高い倫理感を持つ必要性を強く認識すること、(4)自己の確立に向け、会員一人ひとりの倫理的判断力と行動力を高めるためのサポートをすること、の 4 点を掲げている（倫理委員会運営細則第 3 条）。

これら任務と責務を踏まえ、倫理規程の改定、倫理規程の浸透等のための研究会の開催、学会年会・大会における企画セッション、事例集の発行等に継続的に取り組んできている。近年の委員会の主な活動は、学会誌アトモスにとりまとめている^[1,2]。

1-3. 倫理規程改定の取組み

2001年の倫理規程制定後、これまでに7回の改定が行われた（表1）。

2011 年の改定検討中に福島第一原子力発電所事故（以下「1F 事故」）が起き、事故に関わる倫理的な問題、あるいは会員や倫理委員会の活動に何が不足していたのか、また反省や教訓をどのように倫理規程に反映させるのかといった議論を重ね、2014 年の改定を行った。この改定では、米国 PE 協会（National Society of Professional Engineers）の基本綱領を参考にして整理し直すとともに、事故の反省や学びの重要性をどのよう

* Masanobu Kamiya¹ and * Shin-etsu Sugawara²

¹ JAPC, ² Kansai Univ.

表 1 日本原子力学会倫理規程制定・改定の経緯

年	原子力学会倫理委員会の活動	社会に大きな影響を与えた原子力事故等
1995		旧動燃：もんじゅ 2 次系 Na 漏洩事故、ビデオ隠し
1997		旧動燃：アスファルト固化処理施設火災爆発事故
1998		旧原電工事：使用済燃料輸送容器データ改ざん
1999		BNFL：MOX 燃料製造データ改ざん
	倫理規定制定委員会第 1 回会合	JCO 臨界事故
2001	倫理規程制定，倫理委員会発足	
2002	・ 倫理規程改定 2003 年（1 回目） 2005 年（2 回目） 2007 年（3 回目） 2009 年（4 回目） ・ 倫理委員長もしくは倫理委員会による意見表明ほか	東電：自主点検記録改ざん等
2004		関電：美浜発電所 3 号機 2 次系配管破断事故
2007		北陸電：志賀原子力発電所制御棒引き抜け事故発覚
		東電：中越沖地震による柏崎刈羽原子力発電所の被災
2009		
2011		東電：福島第一原子力発電所事故
2014	倫理規程改定（5 回目）	
2016	倫理規程改定（6 回目）	
2018	倫理規程改定（7 回目）	

に織り込むのか，加えて，倫理規程をより実効性のあるものにするための視点として，(1)学会組織への会員の所属意識，(2)個人と所属組織の係わり合い，(3)倫理観を実務に実装する（行動する）重要性，(4)安全文化との係わり合い，(5)〇〇をしてはいけないではなく，ポジティブな倫理の提示，の 5 点も重視した。

2016 年の改定を経て，現行の倫理規程は 2018 年 1 月に改定したもので，1 F 事故後の原子力を取り巻く状況を踏まえて，会員のモチベーション維持や社会と会員のよりよい関係構築を重視し，“ポジティブな倫理”を更に進めるために一人ひとりが組織の各階層でリーダーシップを発揮することを行動の手引きに追加した。また，倫理規程と自らの行動を比べ，考えていただくことが重要であることから，文章を読み易くすることに留意した。

2. 品質不正問題を踏まえた議論

現行の倫理規程の検討を倫理委員会ではほぼ終えていた 2017 年の秋以降，自動車メーカーによる不適切な完成検査や素材メーカーによる品質データ不正問題等が次々と発覚した。これらの問題における倫理的な考察を行い，後述する次の倫理規程改定において汲み取るべき点について議論を進めた。

本件については，2019 年春の年会の倫理委員会セッションで討論を行った^[3]。

3. 金品授受問題を踏まえた倫理委員会の「見解」

3-1. 「見解」取りまとめに向けた経緯

2019 年 9 月には，関西電力株式会社の役職員らが，同社高浜発電所の立地する福井県高浜町の元助役から多額の金品を受領していたことが明らかとなった。すでに，同社の社内調査委員会報告書（2019 年 9 月 11 日）や第三者委員会調査報告書（2020 年 3 月 14 日）をはじめ，本件に係る詳細な事実関係や背景は，おおそ明らかにされつつある。これらの内容を踏まえつつ，倫理委員会としても，本件について倫理の観点から検討することが必要との認識に基づき，倫理規程の内容に照らして議論を行っている。具体的には，誠実性・正直性（憲章 4），行動原理（憲章 1），組織文化の醸成（憲章 7）の 3 点に着目して検討を行ってきた。

本件の背景には，関係者個人の性格や地域特有の事情が深く影響を及ぼしたとの見方もできる一方，組織のコントロールが完全には及ばない外部からの制約が原因となって組織内部での非倫理的な行動を誘発するという問題の構造には，他の多くの事例とも共通する点がある。また，組織内で問題が認識されていたにもかかわらず抜本的な対処がなされなかったことや，問題発覚後の情報開示を含む対応の不適切さについては，

原子力分野において従来も繰り返し指摘されてきた問題だと言わざるをえない。

加えて、1F事故後に行われてきた多くの改革は、事業者による「自律」を中核に据えた原子力安全を志向しているものと解される。しかし、本件のように、調達管理における事業者の「自律」が適切に機能していないと思われる事例が積み重ねられれば、事故後の原子力安全のあり方全般に対する信頼や期待をも大きく毀損しかねない。

倫理委員会としては、上記のような観点から議論を積み上げつつ、委員会としての「見解」を作成中である（2020年7月末現在）。倫理委員会では、これまでも倫理の観点から重要と考えられる問題について独自に議論を行い、意見表明を行ってきた¹⁴⁾。現在、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い対面での委員会を開催できないという制約の下、メールおよびオンライン会議での議論には多くの時間を要しているが、「見解」をとりまとめの上、倫理委員会 HP（<http://www.aesj.or.jp/ethics/>）等で公表することとしている。

3-2. 倫理規程改定に向けた示唆

本件をめぐる倫理委員会の議論では、倫理規程の意義や委員会自身の役割とは何かといった、原子力学会における倫理の根幹にかかわる点にも議論が及んだ。

たとえば、本件が原子力安全に技術的・直接的な影響を及ぼさないとの認識から、原子力の科学・技術の学術的側面に焦点を当てる学会での議論には馴染まないのではないか、という意見があった一方で、本件が炉心損傷頻度等に直接効いてくることはなくとも、自律的なマネジメントを阻害している点は見逃げない、とする見方もあった。さらに、既に第三者委員会等が詳細に調査を行っているところ、法的権限を何ら持たない倫理委員会が新たな事実や問題の深層を解明することは困難であり、とすれば倫理委員会が「見解」を発出する意味はどこにあるのか、といった議論も為された。

また前節に述べたように、本件の背景には原子力分野でこれまで繰り返し観察され批判されてきた問題との共通性がうかがえるが、それらは従来の倫理規程においても深く認識され、憲章や行動の手引に理念的また具体的な言葉で盛り込まれてきたものである。倫理規程を美しい言葉で掲げるのみならず、それが会員個人の行動や組織運営の内面に織り込まれ、また具体的な場面で倫理的な営みとして実現されてこそ、学会としての倫理に存在意義が見出せよう。然るに、同様の問題が幾度も発生してしまうことは、倫理規程の理解や浸透に向けた倫理委員会の活動に不足があるのでは、との自省の声もあった。倫理委員会運営細則では、倫理規程の「遵守状況を見守っていくこと」を委員会の役割として掲げているが、この「見守る」の意味や具体的な行動については、従来も委員会内部で議論になってきた点である。現段階では、一学会の委員会として「遵守状況を見守る」以上のことはできないし、またその範を超えるべきでもないと考えるが、会員個々の所属組織とは別の、緩やかで自発的な共同体としての学会が掲げる倫理規程ないし倫理委員会の役割について、この改定を機に改めて議論したい。

このほか、問題が起きてから倫理的な批判を行うのみならず、葛藤状況に置かれた個人や組織の倫理的な思考や行動を促せるように倫理規程を位置付けていけないだろうか、との意見もあった。序章に述べたように、1F事故以降、倫理委員会は倫理のポジティブな側面にも重きを置いてきたし、これは倫理をめぐる学問的な動向とも軌を一にする。問題を起こした組織のみならず、ひろく原子力の事業や研究に携わる個人や組織の倫理的行動につながるよう、学会の倫理規程ならびに倫理委員会としての役割を引き続き考えていきたい。

なお、本件「見解」の取りまとめの過程では、この他にも数多くの論点が出され、委員会内部でも認識の収斂に至っていない点も少なくない。そのため本節に示した論点や主張は、あくまで本稿著者らの認識を通して委員会での議論を捉えたものであることをお断りしておく。

4. 倫理規程改定案について

4-1. 改定検討の状況

2で述べた品質不正問題の議論を経て、次の倫理規程改定に向けた検討を、2019年4月から本格的に開始した。重要な論点として3で述べた金品授受問題も加えて、会員への浸透し易さに留意しながら検討を進めている。2019年7月時点の検討状況を表2に示す。

表2 倫理規程改定に係る主な検討状況※1

検討箇所※2	論点	議論のポイント
前文	適正化	1F事故がもたらしている負の影響をより強く意識し続けることができる文言を追加する必要があるのではないか。倫理に関して、組織としての原子力学会自身の使命を陽に謳う必要があるのではないか。
1-3 リーダーシップの発揮	金品授受問題 品質不正問題	「組織の運営に責任を有する会員」は特に本倫理規程を踏まえたリーダーシップの発揮の重要性を謳う必要はないか。
1-4 技術者の行動による信頼	金品授受問題	技術者あるいは組織の行動が、社会からの信頼に繋がることをあらためて強調する必要があるのではないか。
2-3 核セキュリティ確保への注意	分かり易さ	注意すべき点をより具体的に書きこむ必要はないか。
2-4 地球環境の保全と調和	適正化	持続可能な社会構築への貢献の観点から文言を追加する必要はないか。
3-3 自らの判断に基づく行動	金品授受問題 品質不正問題	「情報」に加えて、「状況」や「環境」の意味合いがより明確に含まれるようにすべきではないか。「専門能力」に加えて、「経験」も重要なので追記した方がよいのではないか。社会に説明できない行動に対する注意を明示すべきではないか。
5 専門性原則	適正化	行動の手引も含めて、原子力に関わる「専門職」としての誇りの維持や、社会への情報発信を通じた地位向上の重要性も謳っておく必要があるのではないか。
4-1 誠実な行動	金品授受問題 品質不正問題	公正な業務の遂行を疑われるような行動へ対処するための文言を追加してはどうか。「雇用者」「依頼者」という相手方は、「顧客」「ステークホルダー」などより近親性のある表現も加える必要はないか。
4-2 契約に関する注意	金品授受問題	不当な利益のおそれのある業務について陽に明示しておく必要はないか。
4-6 社会からの付託	適正化	「技術者」だけでなく、「研究者」も含まれることを明示する必要はないか。
4-8 隠蔽の戒めと非公開情報の取り扱い	品質不正問題	「改ざんの戒め」についても明示する必要があるのではないか。
6-1 学術的な取り組みの必要性	分かり易さ	有能性原則を具体化した表現を盛り込むべきではないか。「隙間ができないように」との表現は、「分野横断的な取り組み」の重要性を謳うなどの分かり易い表現にした方がよいのではないか。
7-1 組織の中の個人のとるべき行動の基本原則	金品授受問題 品質不正問題	「組織の運営に責任を有する会員」は特に率先して行動することの重要性を謳う必要があるのではないか。
7-5 労働環境等の確保	品質不正問題	安全や品質確保のための設備投資や人員配置の重要性を明示する必要はないか。

※1：第117回倫理委員会（2019年7月9日）時点

※2：番号は、現行倫理規程の「憲章」「行動の手引」の該当箇所を表す。（http://www.aesj.or.jp/ethics/02_02_02/）

4-2. 今後の進め方

原子力学会 2019 年秋の大会倫理委員会セッションにおいては検討中の改定案を提示し、総合討論を行う。総合討論でのご意見等も踏まえて検討を進め、2020 年内には倫理委員会としての改定案の成案をとりまとめ、その後にパブコメの実施（2 ヶ月間）、パブコメでいただいたご意見の検討を行い、最終案をとりまとめ学会理事会に上申していく。

参考文献

- [1] 倫理委員会，災害に備えるために必要となる原子力関係者の倫理 その 1 倫理規程制定・改定の歴史と 2018 年改定のポイント，日本原子力学会誌，Vol.61，No.6，2019.
- [2] 倫理委員会，災害に備えるために必要となる原子力関係者の倫理 その 2 原子力安全のための組織文化と倫理，日本原子力学会誌，Vol.61，No.7，2019.
- [3] 神谷昌伸，最近の品質不正問題に関わる考察と倫理～原子力学会倫理規程次回改定に向けた論点など～，日本原子力学会 2019 年春の年会 3M_PL01，2019.
- [4] 倫理委員会，意見表明一覧．http://www.aesj.or.jp/ethics/03_03_051/